7　資格の有効期間
　認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　同一の者が２以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

競争参加者の資格に関する公示

　平成27・28年度において首都高速道路株式会社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。
　平成 26 年 10 月 21 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　申請を受け付ける工事種別及び業種区分
⑴　工事種別（建設工事）　工事種別は、次に掲げるとおりとします（かっこ書は、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類です。）。
①　土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、水道施設工事）
②　建築工事（建築一式工事、鋼構造物工事、建具工事、清掃施設工事）
③　舗装工事（ほ装工事）
④　鋼橋工事（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事）
⑤　プレストレストコンクリート橋工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
⑥　電気工事（電気工事）
⑦　電気通信工事（電気通信工事、消防施設工事）
⑧　管工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　塗装工事（塗装工事）
⑩　造園工事（造園工事）
⑪　機械器具設置工事（鋼構造物工事、機械器具設置工事、清掃施設工事）
⑫　遮音壁工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事）
⑬　標識工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、板金工事）
⑭　区画線工事（塗装工事）
⑮　道路保全土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、造園工事）
⑯　道路保全施設工事（建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑰　その他上記以外の工事（屋根工事、鉄筋工事、浚渫工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事）
⑱　道路清掃
⑵　業種区分（測量・建設コンサルタント等）
業種区分は、次に掲げるとおりとします。
①　調査
　㋐土質・地質調査　㋑環境調査　㋒交通調査　㋓計画調査　㋔補償調査　㋕その他調査
②　設計
　㋐橋梁設計　㋑トンネル設計　㋒道路設計　㋓その他土木設計　㋔建築設計　㋕電気設備設計　㋖電気通信設備設計　㋗管設備設計　㋘機械器具設置設備設計　㋙その他設備設計　㋚土木施工管理　㋛建築施工管理　㋜設備施工管理
③　測量
　㋐測量一般　㋑航空測量
④　試験
　各種試験及び点検
2　定期受付時の申請方法　申請方法は、一元受付に参加している各機関の資格申請を一括して行うことができるインターネット一元受付による方法をご活用ください。
　なお、インターネットによる申請が困難な方に限り、書類による申請を受け付けます。
⑴　インターネット一元受付による申請
①　申請方法等の確認　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成26年11月４日（火）から12月26日（金）までの間にパスワードの申込みをしてください。詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
②　申請用データの受付期間　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成26年12月１日（月）から平成27年１月15日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（月）～１月３日（土））の終日を除きます。）の９時00分から17時00分までの間
⑵　書類による申請　申請方法は郵送受付のみです。持参での申請は受付をいたしませんのでご注意ください。
　また、申請内容等に不備があるときは受理できませんので、十分確認の上郵送してください。
①　申請書の入手方法
ア　入手方法　次に掲げる当社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。
http://www.shutoko.co.jp/business/qualify
イ　配布時期（ホームページへの掲載開始時期）　平成26年11月４日（火）
②　申請書等の提出期間
ア　建設工事を希望される方　平成27年１月５日（月）から１月15日（木）まで（当日消印有効）
イ　測量・建設コンサルタント等を希望される方　平成27年１月16日（金）から１月26日（月）まで（当日消印有効）
③　申請書等の提出先　８に同じ
3　随時受付時の申請方法　定期受付が終了した後、平成27年３月から随時受付を行います。この場合は、書類による受付のみとします。
⑴　申請書の入手方法　2⑵①アに同じ
⑵　申請書等の提出　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成27年３月２日（月）から受付を開始します。
　持参、郵送どちらの方法でも受け付けます。なお、資格の認定は事務手続上、原則として、申請日の翌々月の１日となりますので、ご注意ください。
　提出先は、８に同じ。
4　競争に参加することができない方　建設工事は競争参加資格認定に関する準則（平成17年準則第19号）第２条第１項第１号各号、測量・建設コンサルタント等は同条第２項第１号各号に掲げる方
5　資格審査
⑴　建設工事　４に該当しない方については、次の①及び②の項目に基づき総合点数を算出し、希望工事種別ごとで高点順に配列し、等級を定めた工事種別については等級を付して、資格があると認定します。
　４に該当する方については、資格がないと認定します。
①　客観的事項
ア　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高
イ　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）
ウ　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高
エ　経営規模、経営状況、社会性等
②　主観的事項　平成22年10月１日から平成26年９月30日までの４年間における希望工事種別ごとの工事成績等
⑵　測量・建設コンサルタント等　４に該当しない方については、次の①から④までの項目に基づき総合点数を算出し、希望業種区分ごとで高点順に配列し、資格があると認定します。
　４に該当する方については、資格がないと認定します。
①　資格審査の申請をする日の直前２事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
②　自己資本額
③　業種区分ごとの有資格者の数
④　営業年数
6　資格審査結果の通知　資格があると認定した方については、2⑵①アに掲げる当社のホームページに「有資格業者名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、競争参加資格認定通知書は発行しません。
　資格がないと認定した方には、その旨通知します。